

外国人の地域おこし協力隊 採用・受入ハンドブック

発行：新潟県 知事政策局 地域政策課



目次

1. はじめに.....	3
2. 外国人協力隊の採用までの流れ.....	4
STEP 1 在留カードの確認.....	5
STEP 2 地域要件の確認.....	8
STEP 3 マッチング・採用判断.....	9
STEP 4 在留資格の変更申請（必要に応じて）.....	10
3. 県内での外国人協力隊の活動事例.....	11
市町村：五泉市 邱 子菁（きゅう しせい）.....	12
市町村：長岡市 バトバヤル オユントウンガラグ.....	14
市町村：阿賀町 トマ・メネンデス.....	16
市町村：十日町市 ローラン・アントワーヌ・テオフィル.....	18
市町村：十日町市 松井ブライアン.....	20
4. 受入のポイント.....	22
(1) 外国人特有の手続き：ビザ（在留資格）の取得サポート.....	23
(2) 日本人・外国人共通の課題①：生活環境への伴走支援.....	24
(3) 日本人・外国人共通の課題②：文化のギャップ.....	24
(4) 日本人・外国人共通の課題③：行政ルールや活動の進め方のギャップ.....	24
5. おわりに.....	26

1. はじめに

地域おこし協力隊制度は、人口減少や高齢化が進む地方において、都市地域から意欲ある人材を受け入れ、地域活動への参画を通じてその地域への定住・定着を図ることを目的として、2009年度に総務省によって創設されました。隊員は、地方自治体の委嘱を受け、農林水産業、地域ブランド化、住民の生活支援など、多岐にわたる地域協力活動に従事します。制度開始以来、地域おこし協力隊制度は着実に成長を遂げており、隊員数と受入自治体数は年々増加傾向にあります。特に近年は増加ペースが加速し、制度開始から15年後の2024年度には、隊員数は全国で7,910人に達し、制度利用可能な自治体の約8割（1,176団体）が隊員を受け入れています。

地域おこし協力隊制度は、単なる労働力確保に留まらず、任期終了後も多くの隊員が活動地域に定住し、起業や就業を通じて地域活性化の核となる人材を育成するという効果も生み出し、地方創生を担う重要な担い手確保対策として全国に広がりを見せています。

また近年では、外国人が地域おこし協力隊になる事例も見られるようになり、新潟県内においても制度開始以来8人の外国人が地域おこし協力隊として活動するほか、県内各市町村においても募集時に外国人の方から問い合わせがくることも珍しくなくなってきています。

外国人の地域おこし協力隊の採用を考える際、おおきく2つのパターンがあります。

【パターン①】最初から外国人の地域おこし協力隊を募集し、それに対して外国人から問い合わせや申し込みがあるケース。

【パターン②】地域おこし協力隊を募集していたら、外国人から問い合わせや申し込みがあるケース。

多くはパターン②のケースです。外国人を地域おこし協力隊として採用するにあたっては、基本的な採用の流れは日本人隊員と同じですが、外国人隊員の場合「地域おこし協力隊」としての活動が可能な在留資格の要件を満たすかの確認や、在留期間の確認など必要不可欠な手続きがあります。また着任後も周囲の関係者とのコミュニケーション、風習や文化の違いなど配慮が必要な場面があります。

本ハンドブックは、これから外国人を地域おこし協力隊として受け入れるにあたり、必要な手続きに関する解説から、着任後の生活面・活動面での留意事項、そして自治体側が担うべきサポートの役割までを網羅的にまとめています。本ハンドブックが、外国人隊員と受入自治体の双方が不安なく、地域おこしの成功に向けて協働して活動を進めていくための一助となることを願っています。

2. 外国人協力隊の採用までの流れ

外国人を地域おこし協力隊として採用するまでには「就労ビザ」をはじめいくつかの確認事項があります。全体の流れは下図のとおりとなります。

STEP 1 在留カードの確認

- 就労可能な在留資格か
- 在留資格の職種と地域おこし協力隊としての活動内容が一致しているか
- 在留期間が妥当か

NG

活動内容・期間と一致した就労可能な在留資格の取得、または切り替えが必要

在留資格に関する専門機関に相談

- 【入国手続きや在留手続き等に関する各種相談】
- ・ 外国人在留総合インフォメーションセンター（出入国在留管理庁）
 - ・ 外国人在留支援センター（法務省）

OK

STEP 2 地域要件の確認

- 地域要件を満たしているか
- 【国内にいる外国人の場合】
- ・ 地域要件確認表に準じて判断（日本人と同様の取り扱い）
- （JETプログラム参加者の場合）
- JETプログラム参加者としての活動が2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内であれば、地域要件の例外条件に該当するためどの市町村からでも活動可能。
- 【国外にいる外国人の場合】
- ・ 地域要件の例外条件に該当するため、いかなる地域でも活動可能。

在留資格の取得または切り替えが可能か

OK

NG

採用不可

NG

OK

STEP 3 マッチング・採用判断

- 日本語でのコミュニケーションを取ることができるか
- 地域住民・関係者等との信頼関係を築いていける人材か
- 業務遂行にあたり適任な人材か、など

OK

NG

内定

不採用

(必要に応じて)

STEP 4 在留資格の変更申請

在留資格の取得または切り替え手続き

外国人における地域おこし協力隊の採用までの手続き的な流れ

STEP 1 在留カードの確認

○在留カードは入国管理局が発行する外国人の在留許可証のことを指します。日本に在留する外国人は「在留カード」の必携が義務づけられており、このカードで在留資格や期間を確認します。

○JET プログラム参加者についても、既に取得している在留資格及び期間が妥当なものか、在職証明を取得することができるか、といった確認が必要です。

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 No. AB12345678YZ
氏名 NAME	JANE SMITH	
生年月日 DATE OF BIRTH	2000年12月12日 Y M D	性別 SEX
		女 F. 国籍・地域 NATIONALITY/REGION
外国 外国		
住居地 ADDRESS	東京都世田谷区0丁目0番地00号	
在留資格 STATUS	技術・人文知識・国際業務 Engineer/ Specialist in Humanities/ Int'l Services	
	就労制限の有無	在留資格に基づく 就労活動のみ可
在留期間 (満了日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	5年 (2025年12月12日) Y Y M D	
許可の種類	在留資格変更許可(東京出入国在留管理局長) ◆ MOJ ◆	
許可年月日	2020年12月12日 交付年月日 2020年12月12日	
このカードは	2025年12月12日まで有効です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD	
	出入国在留管理庁長官	

① 在留資格

日本での在留と一定の活動を認める資格のことを指します。さまざまな種類に分類され、活動などに制限があります(全29種類)。このうち就労が可能な在留資格を通称「就労ビザ」と呼んでいます。就労可能な在留資格には種類があり、該当する内容以外で仕事をさせると雇用主に罰金などが課される等のリスクが生じるため、隊員の活動と在留資格の種類が一致していることを確認しましょう。

在留資格が「留学」などの場合は、「就労制限の有無」の項目が『就労不可』と記されています。

そもそも就労が可能なかどうか、就労可能な場合であっても地域おこし協力隊の活動内容と在留資格の職種が一致しているかを確認してください。

外国人における地域おこし協力隊の採用までの手続き的な流れ

STEP 1 在留カードの確認

在留資格の種類については出入国在留管理庁が出している資料を参照してください。

在留資格一覧表



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注1）平成31年4月1日から
 （注2）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

（参考 URL） <https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/qaq5.html>

② 在留期間

地域おこし協力隊としての雇用と在留期間を照合し適正であるかを確認してください。更新手続きが必要になる場合があります。

6

外国人における地域おこし協力隊の採用までの手続き的な流れ

STEP1 在留カードの確認

【就労可能な在留資格を有していない、地域おこし協力隊の活動内容と在留資格が一致していない場合など】

在留資格の取得・切り替えが可能かどうか事前に専門機関に相談してください。在留資格の取得・切り替えの手続きには雇用契約書や採用内定通知書の提出が求められるため、採用決定後でなければ申請ができません。前もってある程度の許可基準を調べておき、許可取得の見込みが高いことを確認したうえで採用決定を出すことが実務上のポイントとなります。

● 入国手続きや在留手続き等に関する各種相談

- ・外国人在留総合インフォメーションセンター（出入国在留管理庁）
- ・外国人在留支援センターFresc（法務省）

（参考 URL） <https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>

外国人における地域おこし協力隊の採用までの手続き的な流れ

STEP 2 地域要件の確認

【国内にいる外国人の場合】

- 通常通り、地域要件確認表に準じての判断になります（日本人と同様の取り扱い）。
- JETプログラム参加者※の場合は、地域要件の例外条件に該当するため、いかなる地域でも活動が可能です（「地域おこし協力隊推進要綱」に記載有）

※JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内

【国外にいる外国人の場合】

- 地域要件の例外条件に該当するため、いかなる地域でも活動が可能です。

外国人における地域おこし協力隊の採用までの手続き的な流れ

STEP 3 マッチング・採用判断

外国人を地域おこし協力隊として採用するかどうかを判断するにあたっては、まず日本語でのコミュニケーションに問題ないか、適切な言語能力を有しているかが重要です。

それ以外については外国人だからとか関係なく、通常のマッチング同様に真に求めている人材かどうかという視点で採用の可否を判断いただくことが望まれます。

- 日本語でのコミュニケーションを取ることができるか
- 地域住民・関係者等との信頼関係を築いていける人材か
- 業務遂行にあたり適任な人材か、など

外国人における地域おこし協力隊の採用までの手続き的な流れ

STEP 4 在留資格の変更申請（必要に応じて）

在留資格の取得・切り替えの手続きには、雇用契約書や採用内定通知書の提出が求められるため、採用決定後に申請手続きを行う必要があります。

その際に在留資格がまだ無いのに雇用契約や採用決定を出すことに抵抗感があるかと思えます。このような場合、一般的には雇用契約書のなかに、就労資格の取得を条件として雇用契約が効力を有することとする停止条件付き雇用契約を締結することが考えられます。例えば、雇用開始日（雇用契約の始期）を「地方出入国在留管理局から就労に係る許可を受けた日から有効とする」というような条件を付したものでも差し支えありません。

また在留資格の切り替え等が必要ない場合でも、退職したり、別の会社に転職した場合には、14日以内に入管に届け出る義務があります。

【地域おこし協力隊であるが故の留意点】

地域おこし協力隊では雇用期間中に活動内容が変更になることがあります。外国人の場合、変更した活動内容が在留資格で認められた業種であるか都度確認が必要になりますので注意が必要です。

多くは「技術・人文知識・国際業務」で地域おこし協力隊として活動しています。

3. 県内での外国人協力隊の活動事例



県内での外国人協力隊の活動事例①

市町村：五泉市 邱 子菁（きゅう しせい）



○ 出身	台湾
○ 転出元	東京都
○ 前職	会社員
○ 活動期間	2023年7月～

【地域おこし協力隊になった経緯】

日本の大学に留学し卒業後は東京の商社で働いていました。趣味の端唄三味線の先生が新潟市秋葉区の方で、そのご縁で農業体験で五泉市を訪れた際に農家の方から地域おこし協力隊のことを教えていただきました。その時には募集〆切まで1週間しかありませんでしたが、きれいな水と自然豊かな環境に惹かれ、地方生活を体験してみたい、近くに知っている人がいることの安心感などもあり応募しました。

その後オンラインでの説明・面接等を経て採用となりました。2023年5月の田植えで初めて五泉市を訪れてから、6月にはアパートを内見し7月に着任するというスピーディーな展開でした。

【活動内容】活動テーマ：情報発信

（1）SNSを活用した市の情報発信

市内のイベントや農家へ自ら足を運び、写真撮影や取材を行っています。これをもとにInstagramとFacebookを使用して、五泉市の情報発信を行っています。

（2）台湾（高雄）との国際交流

2024年10月に五泉市の台湾観光経済視察団に同行し、台湾の高雄市と交流を行いました。その後も小学生同士の交流事業などに携わっています。また週末に行われる国際交流協会のイベントなどにも参加し、活動を支援しています。

（3）その他の活動

着任前から単発で通訳や翻訳、冊子の構成などの仕事を受けていた経験があり、協力隊になってからも翻訳の依頼を受けることがあります。



県内での外国人協力隊の活動事例①

市町村：五泉市 邱 子菁（きゅう しせい）

【苦勞したこと・大変だったこと】

（１）生活環境への適応（車社会と雪国）

- ・着任当初は徒歩や自転車で市役所に通っていましたが、冬に車が必須となり中古車を購入し、ペーパードライバーだったため、最初は市役所の方に取材の運転手として同行してもらいました。また車の維持費に係る費用も想定外の出費でした。
- ・雪の経験がなく、一人では物件選びのポイントがわからず、市役所の方のアドバイスを受けて家の前に「消雪パイプ」がある物件を選んだことが正解でした。

（２）行政の仕事文化と業務のギャップ

- ・SNS（Instagram、Facebook など）に写真を１枚投稿するだけでも、事前に上司の確認（決裁）を得る必要があり、最初の方は仕事のやり方に苦勞しました。しかし同時期に採用された協力隊が業務上の課題や相談ごとに対してアドバイスをくれたことで、少しずつ仕事のやり方に慣れていくことができました。

（３）人間関係の広げにくさ

- ・職場が市役所の中にあるため、意識しないと人間関係が役所内に留まってしまい、取材で地域の方と出会っても、かしまった関係になりやすく、同年代の友人を増やしたり、地域に深く入り込んだりすることが難しかったです。

【五泉市役所から】

- ・邱さんは日本での暮らしも長く、また日本で働いていた経験もあるので、日本語のコミュニケーションはもちろん、日本文化への理解、ビジネスマナーなど何も問題ありませんでした。
- ・国籍の違いよりも個人の資質や社会経験が重要で、五泉市としては「たまたま採用したのが外国人の邱さんであっただけ」であり、受入の本質的な部分は日本人を採用する場合とあまり変わらないと感じています。

ここがポイント

◇同時期に採用された協力隊が様々な面で邱さんのサポート役、良き相談相手となり、同期の存在無くして今の邱さんの活躍は無いと言っていいほど大きな役割を果たしている。

◇車の運転や雪国特有の物件選びなど、業務だけではなく生活面でも行政が充実したサポート体制を構築している。

県内での外国人協力隊の活動事例②

市町村：長岡市 バトバイル オユントウンガラグ



○ 出身	モンゴル
○ 転出元	モンゴル
○ 前職	モンゴル高専職員
○ 活動期間	2025年8月～

【地域おこし協力隊になった経緯】

長岡市では2023年からモンゴル高専の学生のインターンシップを受け入れていました。私がモンゴル高専で働いていたことから地域おこし協力隊のお話を知り、来日する学生の仕事・生活面でのサポートを行う地域おこし協力隊に応募しました。

何度か日本に来たことはありましたが、モンゴルに住んでいたため、2025年2月に採用が決まってからビザの申請書類を出入国在留管理庁入国管理局に提出し、そこから約3か月の審査を経て5月に許可が下りました。そこから色々な準備をして、2025年8月から着任するかたちとなりました。

着任にあたっての準備はすべてオンラインで長岡市役所の方に対応いただき、家の契約では地図上にスーパーや市役所等の場所を落とし込んで利便性を教えてもらうなど協力いただきました。また着任後も生活に必要なものを一緒に買い物に行ったり、生活が自立するまでサポートいただきました。

【活動内容】活動テーマ：モンゴル高専人材活用プロジェクトで長岡市内の企業にインターンシップ等で来日するモンゴル人のサポート

(1) 生活・仕事のサポート

長岡市内の企業でインターンシップをする学生や就職したモンゴル高専卒業生に、通訳・翻訳のサポートや、定期的な交流を通じて仕事や生活の相談に対応しています。

(2) モンゴル高専学生に向けた情報発信

モンゴル高専でのプロジェクト説明会ではモンゴル語で長岡市の紹介を行ったり、インスタグラムでは自ら取材した、花火や錦鯉などの長岡の魅力を発信しています。



県内での外国人協力隊の活動事例②

市町村：長岡市 バトバヤル オユントウンガラグ

【苦勞したこと・大変だったこと】

(1) 生活面での不安

- ・来日するにあたり「大型の電化製品をどうやって買えば良いか」といった、生活基盤を整えることに対する不安がありました。ただ入国直後に市役所の方々がリサイクルショップなどに買い物に同行してくれたことで解決しました。

(2) 日本語・コミュニケーションへの不安

- ・日本人が話す「ナチュラルで自然な早い日本語」を理解できるかどうか不安がありました。市役所の方たちが分かりやすい話し方を心がけてくれて徐々に慣れていったことで、現在では問題なくコミュニケーションが取れています。

(3) 活動（仕事）内容

- ・着任当初は、協力隊としての活動内容をよく把握できていませんでした。これについても、担当者から丁寧に説明いただいたり、また大量に来るメールについても市職員の方が「どれがオユンさんに関係のあるメールか」を選別して教えてもらうなどのフォローがあったおかげで乗り越えられました。

【長岡市役所から】

- ・オユンさんはモンゴルに住んでいたため、着任までの間、面接を含め市役所とのやり取りは全てオンラインでしたが、日本語が堪能なためコミュニケーション面でのハードルはあまりありませんでした。
- ・専門的なビザ取得の手続きは、行政書士に相談し手続きをサポートしてもらったことで、安心して進められたと思います。
- ・活動拠点は市役所のデスクではなく、商工部の地域おこし協力隊が集まるミライエとしました。これにより他の隊員が色々なことをオユンさんに教えてくれたりと良いコミュニケーションが取れていると思います。

ここがポイント



◇オユンさんはモンゴル在住であったため一からビザを取得する必要があったが、行政書士に依頼することで確実、且つ手続きの簡略化が図られた。

◇採用・着任から現在に至るまで、活動面、生活面などあらゆる部分で市担当者のきめ細かなサポートが行われていて、オユンさんも安心して活動・生活できている。

県内での外国人協力隊の活動事例③

市町村：阿賀町 トマ・メネンデス



○ 出身	フランス
○ 転出元	大阪府
○ 前職	ワーキングホリデー
○ 活動期間	2025年

【地域おこし協力隊になった経緯】

日本の漫画をきっかけに日本の文化に興味を持つようになり、大学では日本語を学んでいました。2023年に宮城県仙台市に約5か月間滞在しました。その後一度フランスに帰国した後、2024年にワーキングホリデーとして来日し大阪を拠点に日本国内を旅しました。その時阿賀町に3泊した際、現在の地域おこし協力隊の受入元の田実さんにお会いして地域おこし協力隊のことを紹介いただきました。もともと日本に住みたい・働きたいという希望があったので、地域おこし協力隊に応募しました。

【活動内容】活動テーマ：ハウスマスター

地域みらい留学制度を利用して県外から阿賀黎明高校に入学した学生たちが暮らす学生寮「緑泉寮」のハウスマスターとして、寮生たちの生活をサポートしています。ハウスマスターの仕事は様々です。食事を作ったり寮内の清掃などの日常的な暮らしをサポートするだけでなく、寮生の地域活動などもお手伝いします。

フランス料理だけでなく様々な国の料理を作れるので、月1回欧州の料理などを寮生達にふるまったり、フランス文化を紹介したりすることもあり、そういう部分がやりがいを感じて楽しい部分です。



県内での外国人協力隊の活動事例③

市町村：阿賀町 トマ・メネンデス

【苦勞したこと・大変だったこと】

(1) 言語

- ・日本語でのコミュニケーションに対してまだ不安があります。
- ・ただ受け入れていただいている田実さんをはじめ丁寧に分かりやすく説明してくれたり教えてくれたりフォローしていただいています。

(2) 生活に関わる手続き

- ・銀行口座の開設など生活する上で必要な様々な手続きが非常に大変です。
- ・この部分においても田実さんにサポートしていただき対応できました。

(3) ビザの手続き（受入団体として）

- ・NPO 法人かわみなどが雇用主となって地域おこし協力隊の受入を行っています。このためビザの申請にあたっては、雇用主である NPO 法人としても必要書類を揃えて提出する必要があり、また活動内容的に 4 月には着任していただく必要があったことから、期日までに書類を作成・提出するのが非常に大変でした。

【NPO 法人かわみなど（受入団体）から】

- ・トマさんを受け入れたことで、寮生達に国際色豊かな多文化に触れられる機会が提供でき、「緑泉寮」の新しい価値を生み出しています。
- ・様々な面でトマさんは素朴な疑問を投げかけてくれるので、これまで私たちにとって当たり前だったことが本当に正しいのかを見直す良い機会となっています。

ここがポイント

- ◇雇用主でありトマさんが地域おこし協力隊になるきっかけを提供した NPO 法人かわみなどの田実氏が生活・活動の両面できめ細かくサポート。
- ◇ビザの手続きに関わる苦勞が大きいということであったが、雇用主が行政か民間かによって手続きの大変さは違ってくる。
- ◇フランスで生まれ育ったというトマさんのバックボーンを活かし地域おこし協力隊としての活動が展開されており、両者にとって win-win なマッチングとなっている。

県内の外国人協力隊の活動事例④

市町村：十日町市 ローラン・アントワーン・テオフィル



○ 出身	フランス
○ 転出元	東京都
○ 前職	フランス語教師
○ 活動期間	2022年12月～2025年11月

【地域おこし協力隊になった経緯】

日本人の妻が元々田舎に住みたいという希望があり、その中でも縄文文化に関心があり十日町市を何度か訪れたことがありました。移住を模索するなかで地域おこし協力隊制度のを知り、「3年間田舎に住んで地元の人たちと関わりながら何ができるかを考えられる素晴らしいチャンス」と地域おこし協力隊の申込に至りました。

【活動内容】活動テーマ：住民の暮らし、地域活動の支援

- ・地域で運営されていた無人直売所「森森市」の直売所の有人運営化、無人運営の日のセキュリティ強化、出荷者の確保などの運営を支援していました。
- ・「森の学校キョロロ」と連携して美人林などを舞台にした外国人向けガイドなどを行っていました。
- ・地域の農家さんと一緒に耕作放棄地の稲作のお手伝いなどを行っていました。
- ・地域にある木工のレーザー加工の機械を使い、ブナを活用した商品開発に取り組みました。その時に作った名札は市の職員の方にもたくさん使っていただいています。
- ・新潟大学のWホームの学生の受入にあたって、地域の方たちとのコーディネートを行っていました。
- ・地域のお婆ちゃんが作っている工芸品「野鳥こけし」の技術を残していくために、作り方を学ぶワークショップを行ったり、小中学校への出前講座などのコーディネートを行っていました。



県内での外国人協力隊の活動事例④

市町村：十日町市 ローラン・アントワーン・テオフィル

【苦労したこと・大変だったこと】

以下のような苦労もありましたが、ポジティブな3年間を過ごすことができました。

(1) 地域特有のコミュニケーションと人間関係の壁

- ・「本音と建前」の文化により、自分が何を求められているのか分からない部分がありました。
- ・90代、80代、70～50代と世代によるコミュニケーションの違いがありました。

(2) 活動方針をめぐる行政や地域とのギャップ

- ・外部の人を呼ぶ企画などをやりたいと思っていましたが、地域からは飲み会や農作業などの関わりを求められ、やりたいことと地域から求められることをすり合わせるのに苦労しました。
- ・住民の送迎など実用的な支援が一番意味のあることだと感じていましたが、制度や法律の壁があり、できる部分とできない部分がありました。

(3) 「よそ者」としての孤独と相談できる場の必要性

- ・自身の母国文化に関心を持たれないことに寂しさを感じ、「よそ者」としての疎外感を移住後に抱きました。
- ・本音で悩みを相談できる場面があまりなく、同じ境遇の隊員と個人的に相談し合うことで対応していました。

◇お米づくりによる劇的な関係の変化

様々な苦労があった一方で、自ら「お米を作ったこと」が大きな転機になりました。お米を作ったことで、地域の人々からの見方が「ただの外国人」から「地域のために活動する人」へと変わり、愛情や尊敬を持って接してもらえるようになりました。

【一般社団法人里山プロジェクト（受入団体）から】

- ・当初はアントワーンが得意なクリエイティブな部分が発揮できる場面が少なく、また地域に対して色々な提案をしても、双方の理解や感覚の差があり、実現することが難しい状況が続きました。しかし、時間をかけて地域に溶け込み地域の方たちと二人三脚の活動をする中で信頼関係が育まれてきました。
- ・3年間かけて信頼関係という土台ができ、やりたいことができる環境が整ってきました。自己実現と地域のやりたいことのベクトルが合わさった部分が見えているので、これからそれに向けて活動していく新たなステージだと思います。

ここがポイント

◇確かに語学力の問題やコミュニケーションのすれ違いなどが当初見られたが、米づくりなど地道に地域で求められる活動を積み重ねることで住民との信頼関係を構築。

◇「外国人だから」というよりは、日本人含め外部人材が地域に根を張って地道に活動していくことの大切さが表れている。

県内での外国人協力隊の活動事例⑤

市町村：十日町市 松井ブライアン



○ 出身	アメリカ（アラスカ）
○ 転出元	アメリカ
○ 前職	トレーナー
○ 活動期間	2023年4月～2026年3月

【地域おこし協力隊になった経緯】

子どもの頃から日本の漫画やアニメが好きで日本に興味を持つようになりました。大学では日本語学部在籍し日本語と日本文化を学びました。大学3年生の時に1年間札幌に留学し、この経験を通じて「日本に住みたい」と思うようになりました。アメリカに帰国しましたが新型コロナウイルスの流行と重なり来日することができませんでしたが、日本人女性と結婚し2022年に奥さんの出身地である大阪に約半年暮らしていました。

しかし満員電車など都会の環境が合わずに「田舎に住みたい」と思うようになり、その時に地域おこし協力隊制度を知り、奥さんが中学・高校時代を過ごした十日町市への移住を決意しました。

【活動内容】活動テーマ：住民の暮らし、地域活動の支援

飛渡地区の配属で季節によって活動内容は異なります。

（春～秋の活動）

- ・水が張ってある田んぼに満月を映すイベントなど、棚田に関連して外から人を呼び込むようなイベントのサポートをメインに行っています。
- ・他にも水源管理の作業や集落の行事のサポートなども行います。

（冬の活動）

- ・各集落で行われる塞の神などの行事の手伝いを行っています。
- ・冬は暗くなるのが早く、一人暮らしのお年寄りが寂しくなりがちのため、家を訪問して一緒にお茶を飲むなどのケアを行っています。

（活動のスタンスと特徴）

外から人を呼ぶようなイベントを自分一人で勝手に進めてしまうと、地域によっては問題になる場合があるため、基本的には地域の行事やイベントのサポートに徹しています。同じく協力隊である妻と同じテーマで活動することが多いですが、イベントの現場サポートや力仕事などを自分が担当するなど、それぞれの得意分野に合わせて役割分担をしています。

県内での外国人協力隊の活動事例⑤

市町村：十日町市 松井ブライアン



【苦勞したこと・大変だったこと】

基本的には世話人をはじめ地域の皆さんのサポートが手厚いため、大きな苦勞はありませんが、あえて挙げると次のとおりです。

(1) 言葉の裏側にある本音

- ・日本語でのコミュニケーションには問題ありませんが、相手の言葉の裏にある意味や本音を理解することが難しいです。これについては同じ協力隊である日本人の妻や、地域の世話人が通訳・解説してくれるため助かっています。

(2) 地域おこし協力隊としての業務の線引き

- ・地域で影響力のあるおじいちゃんから「協力隊にこうしてほしい」と要望されることがあり、それが実際には協力隊の本来の仕事なのか、その線引きが難しいです。

【ブライアン氏からの提案事項】

○トレーナー制度：今後外国人を地域おこし協力隊に採用する際に、市町村を横断して、外国人の地域おこし協力隊 OBOG 等を活用し、日本の文化や「本音と建て前」などを教えてくれるトレーナーをつけることで、地域にスムーズに入っていくための手助けになると思います。

○地域おこし協力隊インターン制度の活用：私自身が地域おこし協力隊になる前に 2 か月間インターンとして暮らしや活動のお試し体験をさせてもらいました。この期間があったことで「やっていける」という気持ちにもなったし、逆にインターンをしていなかったら十日町市の協力隊になっていなかったかもしれません。

【一般社団法人里山プロジェクト（受入団体）から】

- ・ブライアンは来日前に大学で日本文化を深く学んでいた下地があったこともあり、他の協力隊員が直面するような深刻な苦勞はなく、「割と毎日楽しい」と充実感を口にしています。
- ・このような背景には飛渡地区の充実したサポート体制と、ブライアン自身のコミュニケーション能力や日本文化への理解などが大きいと思います。

ここがポイント

- ◇これまで 17 年間地域おこし協力隊を受け入れてきた飛渡地区の制度理解と充実したサポート体制・包容力が大きい。
- ◇日本語の能力が高いという点もあるが、何よりもブライアン氏自身が日本の文化や地域住民へのリスペクトを強く持っている。
- ◇地域おこし協力隊インターン制度を活用したことで、着任前の様々な不安を解消することができた。

4. 受入のポイント



地域おこし協力隊における外国人の受入においては、「ビザ（在留資格）」という外国人特有のハードルはありますが、それ以外の多くの苦労は「雪国生活への適応（生活のギャップ）」や「都会から田舎への移住（文化のギャップ）」「民間から行政への転職（ルールのギャップ）」といった、日本人であっても直面する共通の課題と言えます。

（１）外国人特有の手続き：ビザ（在留資格）の取得サポート

外国人の方を受け入れる際、唯一かつ最大の特種業務がビザの手続きです。またビザの手続きと言っても次のポイントによって手続きの煩雑さは大きく異なります。

- 海外から直接着任するか、元々日本に在住しているか。
- 雇用主が地方自治体か、民間か。

すでに日本国内で生活・就労している場合は、転職や更新の扱いとなるため手続きが比較的スムーズです。一方、海外から直接来日するケースでは、入国管理局の審査など手続きがより煩雑になります。

また雇用主が地方自治体か民間か。民間でも株式会社なのか、一般社団法人なのか、NPO法人なのかその事業規模によっても変わってきます。ビザの手続きにおいては、雇用主の形態によりカテゴリー1～4まで区分され、必要な書類や審査期間が異なってきます。

区分	該当する雇用主の例	提出が必要な主な書類	準備の手間	審査期間の実態
カテゴリー 1	地方公共団体 上場企業 独立行政法人など	【極めて少ない】申請書・写真、カテゴリー1を証明する文書	最小限	早い
カテゴリー 2	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の税額が1,000万円以上の非上場企業・団体	【少ない】申請書・写真、法定調書合計表（写し）	少ない	比較的早い
カテゴリー 3	前年分の法定調書合計表が提出できる非上場企業、一般社団法人、NPO法人など	【多い】申請書・写真、法定調書合計表（写し）、雇用契約書等の労働条件がわかる文書、登記事項証明書、直近の決算書、会社案内（活動内容がわかるもの）	かかる	普通～長め
カテゴリー 4	・設立直後で前年分の法定調書合計表が提出できない新規企業、新規NPO法人など	【非常に多い】カテゴリー3の書類の大半、今後の事業計画書（詳細なもの）、給与支払事務所等の開設届出書の写し等	最もかかる（事業の安定性を厳しく審査されます）	長め

※詳細な必要書類については、法改正等により変更される場合があるため、必ず出入国在留管理庁のウェブサイト（在留資格『技術・人文知識・国際業務』）にて最新情報をご確認ください。

このようなビザの取得手続きはもちろん自分たちでも行えますが、行政書士に依頼することで、確実かつスムーズにビザの手続きを行うという方法もあります。



(2) 日本人・外国人共通の課題①：生活環境への伴走支援

日本人でも都会から地方への移住者が戸惑うのと同じく、生活面でのサポートが必要になります。

◇雪国特有の住居選び：雪に慣れていない人にとって、「消雪パイプがあるか」「大家さんが除雪をしてくれるか」といった点は自分では判断できません。

◇生活基盤の整備：外国から直接来日して地域おこし協力隊になる場合は、家具・家電等生活用品を一から買いそろえたり、金融機関の口座開設、携帯電話の契約など事務手続きの負担が変わってきます。

(3) 日本人・外国人共通の課題②：文化のギャップ

田舎特有のコミュニケーションは、都会の若者が苦勞するのと同様に、外国人にとっても大きな壁となります。


◇「本音と建前」へのフォロー：事例の中にもあるように、特に地域や集落に配属される場合、地域住民の言葉の裏の意図を理解するのに苦勞します。このような本音を解説し、相談に乗ってくれる「世話人」や行政担当職員等によるサポートが不可欠です。

◇お試し期間（地域おこし協力隊インターン等）の重要性：このような異国・異文化のなかで本当に地域おこし協力隊としてやっていけるかを見極めるためにも「お試し地域おこし協力隊」や「地域おこし協力隊インターン」制度を活用することも一案です。

(4) 日本人・外国人共通の課題③：行政ルールや活動の進め方のギャップ

民間のスピード感や合理性と、行政の「公平性」や「決裁の多さ」の違いは、日本人隊員でもよく直面するジレンマです。

◇ルールの背景を丁寧に説明する：事例にもあるとおり、例えば SNS の投稿ひとつにも何段階もの決裁が必要であったり、あるいは地域おこし協力隊という立場では「公平性」「安全性」などの点から住民から求められる送迎活動等ができなかったりします。その際になぜそのルールがあるのか、理由を含めて丁寧に説明し、納得感を持ってもらうことが重要です。



◇活動内容の明確化：募集段階から具体的なミッションを明確にし、お互いの期待値・イメージをすり合わせておくことがトラブルを防ぐ鍵となります。特に「地域の活性化」などの抽象的な表現は、人によって受け取り方が変わってくるので使わない方が良いでしょう。申込のあった時点、面接時、着任時などそれぞれの場面で活動の目的や活動内容に関わるイメージの共有が求められます。

このように、「外国人だから」と特別扱いしすぎるのではなく、「都会から来た若者」や「民間出身者」を受け入れるのと同じ目線で、丁寧なコミュニケーションと生活・業務の伴走支援を行うことが、受入成功のポイントと言えます。

5. おわりに

このガイドブックでは、新潟県内で活躍する外国人の地域おこし協力隊員の事例や、受入にあたっての具体的なポイントをご紹介します。

これらの事例から見てきた最も重要なメッセージは、「外国人の受入において、本質的な部分は日本人の受入と大きく変わらない」ということです。

確かに「ビザ（在留資格）の取得」という外国人特有の制度的なハードルは存在します。しかし、着任後に隊員が直面する苦勞の多くは、「雪国や車社会といった生活環境への適応」「都会と田舎の文化・コミュニケーションのギャップ」「民間と行政のルールの違い」といったものです。これらは、東京などの都市部から地方へ移住してくる日本人の若者であっても等しく直面する共通の課題です。

五泉市の事例で担当者が「たまたま採用したのが外国人の方であっただけで、受入の本質は日本人と変わらない」と語ったように、「外国人だから特別に難しいのではないか」という先入観を手放すことが、受入の第一歩となります。

同時に、言葉の裏にある「本音と建前」を解説してくれる世話人や相談相手の存在、雪国特有の住居探しや生活立ち上げの同行など、地域と行政が一体となった「丁寧な伴走支援」が、彼らの不安を安心に変え、地域への定着を力強く後押しします。

外国人の隊員が地域コミュニティに溶け込み、自らのバックボーンを活かして活動する姿は、地域に新しい風を吹き込みます。阿賀町の学生寮で多文化に触れる機会を創出している事例や、十日町市で隊員が自らお米づくりを始めたことで地域の高齢者と深い信頼関係を築いた事例のように、文化の違いを乗り越えた先には、これまでにない「新しい価値の共創」が待っています。

今後、新潟県内の各市町村において、多様な背景を持つ人材が地域おこし協力隊として着任し、地域の方々と肩を並べて共に地域の未来を創っていく。本ハンドブックが、そのための温かい受入と伴走支援の一助となることを心より願っております。

令和8年3月

※本ハンドブックは、令和7年度新潟県外国人地域おこし協力隊活用促進事業により、新潟県地域おこし協力隊サポートネットワークが作成しました。